

2024-5-20 第10回「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」

○大石医事課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただ今より第10回「あん摩マッサージ指圧師はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」を開催いたします。

本日は、会場及びオンライン併用のハイブリッド開催にて、構成員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、構成員の交代がありましたので紹介させていただきます。

公益社団法人日本医師会常任理事、江澤和彦構成員でございます。

公益社団法人日本柔道整復師会理事、徳山健司構成員でございます。

健康保険組合連合会政策部担当部長、鈴木俊明構成員でございます。

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。

医事課長の林でございます。

○林医事課長 林でございます。よろしくお願いいたします。

○大石医事課長補佐 医事課医事専門官の柳田でございます。

○柳田医事専門官 柳田です。よろしくお願いいたします。

○大石医事課長補佐 医事課長補佐の坂下でございます。

○坂下医事課長補佐 坂下と申します。よろしくお願いいたします。

○大石医事課長補佐 私は、医事課長補佐を務めております大石と申します。

次に構成員の出欠についてでございますが、本日は全構成員に御出席いただいております。

続きまして、本日の資料は議事次第、資料1～3、参考資料1及び2を御用意させていただきます。

また、構成員の皆様には、机上配付資料として日本柔道整復師会から厚生労働省医政局長宛てに提出された要望書をお配りしています。

資料の不足等がございましたらお申出ください。

冒頭カメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行は座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○福島座長 福島です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、1番目に施術所の名称で「整骨院」をどうするかということがあります。

それともう一つが「あはき・柔整広告ガイドラインに記載する内容（案）」というのが資料で出ておりますので、この内容を議論したいと思います。

この2つの議題で、議題ごとに事務局から資料について説明をいただいた後に、構成員による議論をしたいと思います。オンラインと対面のハイブリッドになっておりますので、

勝手にやり方を決めさせていただきたいのですけれども、まずはオンラインの構成員の方から御発言をいただいて、御発言されたい方はぜひ挙手をしていただきます。そうすると、その挙手の順番でオンラインで御参加の構成員の御意見を伺って、その次に会場にいらっしゃる構成員の御意見をいただいて、その後にさらに御追加の御意見をいただくという形にしたいと思います。

オンラインの先生方は申し訳ありませんけれども、御発言されるときには挙手のボタンを押して順番を決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。そういうやり方で議論を尽くしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、議題1の「施術所の名称「整骨院」について」ということで、事務局から資料2を御説明いただき、続いて徳山構成員から関連する机上配付資料について御説明をいただいて議論をしたいと思いますので、事務局からまずよろしくお願ひします。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

それでは、資料2「施術所の名称「整骨院」について」について御説明を申し上げます。前回の検討会から時間が経っておりますので、これまでの経緯を少し振り返りたいと思います。

まず、参考につけております4ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらには前々回、第8回、令和元年11月の検討会でございますけれども、その際に構成員の皆様からいただいた御意見をまとめてございまして、「整骨院」という名称は法令上出てこない、国民が理解しにくく整形等と紛らわしいことなどから、広告不可事項とすることに賛成である、一方で、これまで「整骨院」という届出を行政が受けているという実態があり、今になってこれを認めないというのはおかしい、無資格者対策をしっかりとすれば業界としては、例えば新規開業者については広告不可とすることはやむを得ないといったような御意見がございました。

その上で5ページを御覧いただきまして、これを受けまして前回第9回、令和5年2月の検討会でございますが、「整骨院」という名称について新規開設者について不可とすること、開設届済みの場合は施術所の移転や看板の掛け替え等を行わない限り、当面の間、猶予を認めることについて御議論をいただいたところでございます。

1ページ目にお戻りをいただきまして、この件について前回の検討会でいろいろと御意見をいただいたところですが、こちらが一番下にございますとおり、新規の整骨院は不可とすること、既存の整骨院は施術所の移転や看板の掛け替え等を行わない限り、当面の間、猶予すること、これらの方向性については異論が出なかったというのがこれまでの経緯でございます。

2ページ目に行っていただきまして、その後、日本柔道整復師会より「整骨院」という名称について再議論を希望するという要望書をいただいたところでございまして、それを受けて本日再度皆様にお諮りするという次第でございます。

要望書の内容につきましては、こちらに概要を記載してございますけれども、この後、

徳山構成員から御説明いただくということになりますので、私からの説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○福島座長 ありがとうございます。

続きまして、徳山構成員から机上資料配付の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会に対する要望」について御説明をしていただきます。よろしくお願ひします。

○徳山構成員 皆さん、こんにちは。今回、検討会の構成員を務めることになりました日本柔道整復師会の徳山でございます。よろしくお願ひします。

まず、今、厚労省の方から御説明がありました2ページです。机上に資料が出ておりますが、それを要約したものが2ページだと思っております。

本日の検討会において、「施術所の名称「整骨院」について」ということに対して議題に取り上げていただきましたこと、感謝いたします。ありがとうございます。

先ほど事務局の方から、日本柔道整復師会が3月25日付、医政局長に要望した概要について説明がありました。私の方から少し時間を頂戴して、当会の思いをお話しさせていただきたいと思ひます。

施術所において、広告できる事項については法律及び告示で規定されていることは十分承知しております。その告示に整骨が規定されていないことも承知しておりました。いつからか明確ではありませんが、慣習として開設の手続で整骨院の名称で開設届が受理されてまいりました。また、受領委任の届出についても同様でありました。

そのような実態があったことから、当会として告示に規定されていないことは承知しつつも、整骨院が認められていることに甘え、4割強が整骨院で届出している状況であるにもかかわらず、整骨院を告示に追加するよう厚生労働省に働きかけをするなど、日本柔道整復師会としての考え方を示さなかったことについて当会として責任は大きいと深く反省しております。

検討会のこれまでの議論においては、そもそも告示で認められていないのだから現状がどうであろうと認められない。また、整骨について骨を整えるという意味を国民が理解できるのかなど、様々な御意見をいただきました。

当会としても、先ほど申し上げましたが、整骨院という名称について、整骨院とすることが必要であるということも主張することもなく、告示に整骨院を加えることについても何の行動もしなかったことについては深く反省しております。申し訳ございません。

また、名称が整骨院であることをもって、これまで国民の皆様が不利益を被るような重大な事案は発生していないと考えております。それは現在まで長期にわたり、整骨院の名称で開設届が受理されているということがあるからです。国民の皆様が不利益を被るような重大な事案が発生しているのであれば、既に整骨院での届出は受理できないとの取扱いになっていたと考えております。

日本柔道整復師会としては、国民の皆様に対し、柔道整復業界として柔道整復の施術所、接骨院、整骨院は何をするところなのか、またどのようなことができるのか、今後積極的に情報提供に努めていきたいと考えております。

柔道整復の施術所は開設している地域に根差し、地元住民の皆様への怪我に対する施術、健康保持等の支援などに取り組んでおり、地域にはなくてはならないものになっていると自負しております。

当会としては、柔道整復業界を挙げて、柔道整復師施術所について国民の皆様にご理解していただけるよう努力してまいります。特に地域などで混乱が起これないように、整骨院について広く意見を聴取していただき再度検討をお願いしたいと考えております。

また、さらには違法広告等について自ら襟を正し、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○福島座長 どうもありがとうございました。

整骨院の名称の使用についてということで、いろいろ御意見をいただきたいと思ひます。先ほどお話ししましたように、御意見はまずオンラインで御参加の構成員の方から挙手をしていただき、それで御意見をいただき、次に会場の構成員から御意見をいただき、そしてまた追加で御意見がある場合に伺うという形を取りたいと思ひますので、この整骨院の名称使用に關しての御意見をまずオンラインで御参加の構成員の方々から、どうぞ御発言がある場合は挙手のボタンを押していただきたいと思ひます。お願ひします。

それでは、鈴木構成員からまずお願ひします。

○鈴木構成員 ありがとうございます。今回より構成員を務めさせていただきます、健保連の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、本議題が提出されたことについてコメントをさせていただきたいと思ひます。

これまで、長期間、様々な議論を積み重ねてきて、前回の検討会でようやく具体的な方向性が了承されましてガイドライン案が出ようとした段階で、今回柔整側よりこのような要望書が提出されまして、これまでの議論の経過ですとか継続性、あるいは各構成員の発言などを軽視するような事態が生じているというふうに感じておりまして、健保連としては非常に遺憾であると感じていることを申し上げたいと思ひます。

その上で、次に日整のほうに1点お尋ねしたいのですが、要望書の中に、本検討会の構成員の考えだけでなく広く関係者の声を聞いて、今一度議論していただきたいというような表現がございます。ここについて、日整として具体的な提案を厚労省にされていたり、あるいは日整御自身として何か具体的に対応する予定があるのかどうか。関係者の声を聞いて議論するというところでありますので、再度議論に入る条件だとお考えだというふうにご我々はこの文を受け止めておりますので、ぜひお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○福島座長 ありがとうございます。

それでは、質問が出ましたので徳山構成員、御発言をお願いします。

○徳山構成員 広く関係者という文言については、やはり我々は国民あつての柔道整復だと考えております。

ということは、患者である方々、またそれに伴っている御家族の方々、そういった方々に対して広くそういった意識調査とかができればやってみたいと考えておりますし、そういったところの意見も重要ではないかと考えております。

○福島座長 よろしいですか。

ほかに御意見、オンラインの構成員の方々から何かございますでしょうか。

鈴木構成員、どうぞ。

○鈴木構成員 今の点に関して事務局のほうにお尋ねしたいのですが、調査等をやりたいという御発言がありましたけれども、厚労省事務局としてこの点は何かお考えのところがあるのかということと、あとはこの検討会の位置付けですとか、これまで積み重ねた議論の方向性の重みというものを事務局としてどう考えていらっしゃるのか。

今後もこのように検討会で一旦、方向性が決まったものについて再度議論を要望するようなことがあり得るといふふうに事務局としてお考えなのか、御見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○林医事課長 医事課長でございます。

今、2点御質問いただいたと思いますけれども、まずこれまでの議論の積み重ねと今日の議題の提出についてということでございます。

今まで御議論いただいたことは非常に重く受け止めておりますし、私も担当は替わっておりますけれども、これまでの議論の内容については把握をした上で議論に臨んでおります。そうした中で、大変異例かつ遺憾なことではあると思っておりますけれども、こういう形にさせていただきましたのは、日本柔道整復師会から御要望書をいただいたということ、そしてやはりその中でも当事者の団体でおられますので、当事者の団体に現時点で御賛同のないままこの議論を、過去の議論がこうだったというだけで進めるということなかなか難しい面があるといったこと、総合的に判断してこういった形で改めてお諮りをするという形を取らせていただいたところでございます。

したがって、決して今までの議論を軽視しているというわけではないのですけれども、そうした御事情について何とぞ御容赦、御理解賜りたいと思います。

そして、御要望いただいたような調査を行うかどうかという点につきましては、これまで様々な資料が提出されてここまで議論してきたことであるということですし、調査については御要望いただいたというだけでございますので、私どもで直ちにそのとおりに調査をするということまでここで御提案するものではございません。委員の皆様がどうしてもということであればまた検討することもあり得ると思っておりますけれども、ここまで議論をいろいろ尽くされていること、ファクトとして事実関係としてはいろいろ議論し尽くされていることだと思っておりますので、今日ここで御意見をそれぞれいただいて、御判断いただける

ものであればそういった方法もあるのかなと思っているところでございます。

○福島座長 鈴木構成員、いかがでしょうか。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

事務局には、今後、より適正な運営に努めていただくようお願いしたいと思います。

なお、整骨院の取扱いにつきましては、仮に議論するとした場合、期限を区切って結論を出すようにスケジュール感を持って議論を進めていくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○福島座長 ありがとうございます。

続きまして、加護構成員をお願いします。

○加護構成員 こんにちは、奈良県橿原市の加護でございます。

まず、私どもはもう既に整骨院について指導を始めておりますので、事務局にこの整骨院というのが何か法的根拠があるのか、どこかにこういうものが載っていましたよというのがあるのかどうかの確認をお願いしたいというのと、これまでのこの会議の中で進んできた経緯としては、以前、これまでは整骨というのを認めてきた行政の責任もありますので、そこについては致し方ない。ただし、次に看板とかを掛け替えるような場合にはそこを正して、届出もし直して、整骨院というのを認める方向性の話をするのであれば一旦、今回これを置いておいて、きっちりガイドラインを出して現場でも指導をするようにして、別途、法律の改正をするに当たっての協議というものを始めるべきではないのか。私の勘違いだったらすみませんが、大分前ですけれども、そんな話があったように記憶しているのですが、そこについてまずは先ほど聞きましたが、法的根拠として整骨というのは何かあるのか。

それから、日整の徳山さんには、業界として何かこういう根拠があるんですよというのがあればお示し願いたいと思います。今のままでは法律にそぐわない行為をみんながやってきたから、みんなやってきたから認めてくれというのでは、横断歩道をみんなが渡ったらトラックに引かれちゃうよという話になってしまうと思いますので、その2点を確認していただきたいです。お願いします。

○福島座長 それではまず、事務局のほうからお願いをいたします。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

今、加護構成員から御質問がありました、整骨について今まで法令ですとか、通知ですとか、そういったもので示したことがあるかという点については、現状のところないと認識しております。

○福島座長 よろしいですか。

それでは、徳山構成員お願いいたします。

○徳山構成員 整骨院についてという法的根拠というのは我々としても勉強不足で、どこまで法律的な根拠があるかというのはなかなか難しいところもあります。

その辺のところも重々理解しておりますし、長きにわたって整骨院という名称が受理さ

れてきたということも踏まえて、どれだけ国民が不利益を被っているのかということ、そこまで問題が生じていないというふうに考えております。

法律の改正の話については、今後また日整を中心に厚生労働省に働きかけをしていかなければならないとは思っておりますし、例えば法律が改正されたときに、では整骨院を使ってもいいとなったときにまた看板を掛け替えるのかということも出てきますので、今までの議論を軽視しているわけではないのですけれども、何とかもう一度検討していただけたらありがたいと考えております。

○福島座長 加護構成員、いかがでしょうか。

○加護構成員 ありがとうございます。

ただいま徳山構成員にもお答えいただきました分は、重々承知しているつもりでございます。行政の責任というのも、ここでは重いかないと考えております。

ただ、では、何でも言ったら、やったらそれが通るのかというふうになってしまうと、施術をしておられる方にもちょっと影響が出てしまうのではないかなという心配も私はしております。第1回のときに言っていましたように、本当だったら一遍、日本中をきれいにしようよというのが私の持論なのですけれども、制度上そういうわけにもいきませんし、看板を書き換えるのかという今の徳山構成員の御質問に関しては、看板を取り替えるとき、大体2、3年で取り替えることはないと思いますけれども、劣化したら取り替えるとか、そういう場合にはきちんと書き換えてもらうというような措置を取っていただくのが、今の法に照らした正当な方法ではないのかなと考えております。

これは、以前から私の意見は変わらないところでございますので、この整骨院は何か根拠があればということで事務局にお尋ねしましたけれども、根拠があればそれに沿って国家試験の問題もそういうふうになるでしょうしという考えがあったのですが、今この場所でこれを認めるというふうになってしまうと、やったもの勝ちとなってしまうと、私はそういう風潮はよくないなと思っておりますので、別途しっかりした協議をしていって、今の看板、広告に関してのところは法律どおりというのを踏襲していただきたいと考えております。

私からは以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

続きまして、江澤構成員お願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

日本医師会の江澤でございます。本日から参加させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私の方からは意見を申し上げたいと思います。

まず、広告については、これは国民のための広告でございますので、国民に不利益が無いということが最も重要であろうと考えております。医療機関と施術所とを国民の方々から混同することの無いような、さらなる配慮が必要だと思っております。これまでの実態を踏まえ、

行政あるいは日本柔道整復師会ともども、今後の対応を具体的に示して実行していただきたいと思います。

その上で、本来医療機関で治療すべき患者さんが施術所によって治療の機会を逸したり、あるいは治療のタイミングが遅れたりすることがないように、くれぐれもお願いしたいと思います。

最後に、広告ガイドラインにおきまして、やはり有資格者と無資格者は区別する対応も必要というふうを考えております。

以上でございます。

○福島座長 ありがとうございます。

続きまして、前田構成員お願いいたします。

○前田構成員 九州医療科学大学の前田でございます。

この議論につきましては、以前の検討会でもいろいろとお話をさせてもらったりしたのですが、確かに今、構成員のいろいろな方々がおっしゃったように、もともと法的に認めている範囲には整骨院は入っておりませんでしたし、整骨とほねつぎと2つあることは長く国家試験をやっておりました私にとってもそちらのほうがもちろん正当だと思われれます。そして、いわゆる法的根拠がないというお話が出てきたのですが、そうなりますと、もともと整骨院を認めてきた行政にも法的な根拠はなかったのではとなります。

そうなりますと、一方的に整骨という名前をいただいて開業している皆さんの方に全ての不利益をとというのはどうなるのかと気にはなります。

したがって、以前から議論がありました、今、厚労省の方にまとめていただいているように、一定の期間を置くというのはある程度猶予を強く持って、新規はちょっと難しい気がやはり私も法的にしておりますが、今整骨院でなされている方々については、ある程度、長めに猶予を持って対応していただく。

あとは、今、日整の先生からも御意見がありましたように、無資格者との間も考えますと、整骨と整形と近いのは国民の勘違いだというお話もありますけれども、整体と整形もやはり似ているところもあります。

したがって、これはあまり名前として大きな問題というよりも、今お話ししたように一方的な不利益でなく、国民も柔道整復師の先生も同様にある程度の権利を認めて猶予を持った対応をしていただくのが一番だと思っておりますし、一番の問題点はやはりこれから無資格者とのすみ分けだと思っておりますので、その辺の議論もお願いしたいと思っております。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の構成員の方、ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、会場から山口構成員お願いします。

○山口構成員 COMLの山口でございます。

日本柔道整復師会の方はこの議論に初回から参加されてきて、第9回目でも出席されていたと思います。その議論をしている間に、例えば実態だけを主張されるのではなくて、こういった整骨院ということを通して当然なんだということを私たちが納得できる根拠を持って主張されるべきだったのではないかと思います。

結論が出た後に再度話し合うことが是となるのは、例えばですけれども、何か前提条件が変わって、これは今まで議論してきた前提と異なるようなことが出てきたので、再度検討してくださいというときだと思います。結論が出た後に再度ということは、私はやはりこういう会議の上ではルール違反ではないかと思っています。

ただし、やはり行政でこれまで整骨院の届出を認めてきたというようなことがございましたので、そのところは私も、だからこそ猶予期間を設けるということで納得したという経緯もございます。

ですので、これまで告示されている中になかったことを御存じの上で、ましてや第9回目での結論に同意されたということを考えると、結論が出た後に再度検討を要望するということは、こういった会議のルールに反することではないかと思っています。

もし今回、第9回目での結論を覆すようなことになれば、では第9回目で出した結論がいい加減だったのかとも思われかねないことですので、その辺りはやはり会議のルールをしっかり守っていただきたいと思います。

それで、先ほど日本柔道整復師会からの御説明にもあったのですけれども、広く関係者等の声を聞いていただくということは要望書にも書かれていますが、それを届けるのが構成員の役割ではないかと思っています。患者の声というお話がございましたけれども、やはりこの問題の様々なこれまでの経緯や課題を把握した上で、出てきているステークホルダーがこの検討会の構成員ではないかと思っていますので、御自身たちに賛成してくださる方の意見を広く聞くという意味での要望というのはちょっと違うのではないかなと私は考えております。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

他に会場の構成員から御意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

徳山構成員、今までの議論を聞いていただいて御意見を再度いただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○徳山構成員 様々な構成員から厳しい御意見が出るというのは十分承知しております。その中で、第9回のところでほぼ決定というところもありますが、やはり我々としては先ほどの要望書にあるように、しっかりと患者の声とか、そういったものを調査して、その中で、何も整骨院を認めてくれという話ではなく、申し訳ないのですけれども、議論を再度していただきたいというふうに考えているところであります。

当然、覆すという大それた気持ちもございませんけれども、もう一度、声を聞いてほし

いということでもあります。

○福島座長 この議論は今までずっと行ってきて、それで現行看板を掲げている方は認めていきましょう、ただし、届出が変わるとか、そういう変更があった場合には接骨院、もしくはほねつぎに変えていただいて、整骨院という名称はそこまでという猶予期間を置いて統一していきましょうという議論でした。

それで、ここで今、議論しているのはその猶予期間という考え方ではなくて、整骨院という名称をずっと使い続けるということなので、そのことについてやはり御議論いただかなければいけないと思うのですけれども、山口構成員どうぞ。

○山口構成員 ありがとうございます。

今、患者さんの意見を聞いてくださいというお話がございましたけれども、今、整骨院に施術に通っている方が例えば接骨院という名前に変わったからといって行かなくなるかという、私は本来の施術ということに魅力を感じている方であればそこでやめるということはないと思うんですね。

むしろ逆にきちんと国から本当は告示の中に整骨院というものはなかった。ところが、行政としてその届出を認めてきた経緯がある。ですけれども、やはり告示にない以上はそれを認めることがおかしいというような意見が出てきて、検討した結果、新規に開設するところは今後接骨院にしていきます。それで、これまで整骨院と名乗ってきたところは看板を替えるときには接骨院に随時変えてくださいということになりましたということはやはりきちんと国から発表されて、9回目の結論ということを守っていってはどうかなと私は思います。

○福島座長 ありがとうございます。

オンライン、それから会場の構成員の方々、一度御意見いただきましたので、もう一度御発言、御意見、もしくは強調したこと等がありましたらお願いします。

木川構成員、お願いします。

○木川構成員 木川でございます。

議論がどういう方向に進んでいるのかがよく分からないのですけれども、徳山構成員の御要望としては、一旦ガイドライン案には入れないようにしてほしいということでしょうか。その上で、告示に追加するかどうかということを検討してほしいという御要望でしょうか。

○福島座長 徳山構成員、お願いします。

○徳山構成員 木川構成員がおっしゃられたことが一番かなとは思っておりますけれども、少なくとも再度検討をお願いしたいというふうに考えております。

○福島座長 木川構成員、よろしゅうございますか。

○木川構成員 先ほどどなたかもおっしゃっていましたように、一旦ガイドラインで駄目だと言って、その後、告示で追加していいですよというのは、それこそ方向が行ったり来たりしてしまってあまりよろしくないとは思いますが。

だから、そこを正面から議論するという事なのであれば、告示に追加するかどうか、しっかり話し合うべきだと思いますし、告示に追加しないということであれば、先ほど山口構成員もおっしゃったように、告示にないのだから原則として駄目なんだということを明記するべきなのかなと思います。

私は先ほどデータを見せていただいて、北海道と大阪と福岡は95%が整骨院になっているというのはこれまでの議論で出ていましたでしょうか。あまりそういうデータを見せていただかない中での議論だったので、前回までの結論が正しかったのかどうかということに若干疑問を持ち始めているところもありまして、こういったお話をする次第です。

○福島座長 ありがとうございます。

整骨院を使っている比率というのは大都市でどれくらいというようなお話は前に一度、出ていたように記憶をしておりますし、整骨院を使っている地域が非常に多いという場所があるというお話はたしかこの会議でもあったという記憶があります。すみません、議事録を調べているわけではないのですけれども。

では、次にいかせていただいて磯部構成員お願いします。

○磯部構成員 ありがとうございます。慶應の磯部です。

私も「〇〇治療院」という名称にするかどうかという話をしたときに、現実にどのくらいの数があるのでしょうかといったことをベースに議論していたと思いましたが、実際、整骨院という名前がどれくらい浸透しているのかということベースに考えることはいいとは思いますが、私もそれをやったかすかな記憶があって、それでいろいろ議論があって、やはり整体とかと紛らわしいというようなお話があるということで原則禁止ということに至ったのではないかと。それを今からひっくり返されるとやはり困るなというのは第一印象ではありました。

ちなみに、でも、そうは言っても前回は第9回で、その前の第8回が2019年でしたから、随分時間が空いて、ぼっと再開したわけですね。厚労省のホームページ「通知検索」を先ほど見ていたら、令和3年「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」Q&Aの改正について、という保険局の通知の中で、医療費通知情報とはどのような情報かという問いに対して、それとして表示されない情報の例として「整骨院・接骨院で受けたときの柔道整復療養費」という用語が出ておりましたので、整骨院というのは厚労省自ら使っているようですよということはありませんでした。それは令和3年なんですね。第8回の終わった後にそういうものが出ているということです。

ですから、やはりこれまで受け取ってきたという実態は重いとは思っているので、ここは大急ぎで慎重に議論したほうがいいのではないかなと思うのです。やはり一度、告示を変えるという議論をするとは思っていませんでしたけれども、あまりぎくしゃくしないように上手に進めていただきたい。

もっとも、私も悩むのですけれども、いま一つこの要望書を拝見しても、当分の間の経過措置を十分に取ったときに、具体的にどれほどの不利益なんですか。もちろん名前

に愛着はあるでしょうけれども、そこまで混乱が生じるのであろうかというのと、そこまですとは思えないということで、どうしても今、立ち止まって整骨院の可能性を考えなければいけないのかというのと、当分の間の措置のやり方でも十分、既存の方々の信頼なり安定性というのは確保できるのではないか。

ですから、前回の結論どおりでやはりいいのではないかというのが今の差し当たりの意見です。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。会場の構成員、よろしいですか。

磯部構成員がおっしゃったとおり、大急ぎで慎重に議論をする必要があつて、今ここですとちょっと決められないと判断します。今までの議論の経緯もありますし、それから日本柔道整復師会の方のお考えもありますので、これは事務局の方に検討を再度戻させていただいて、それと同時にその猶予期間の考え方も含めて、猶予期間でどれだけ整骨院という名前を使う、使わないというところで不利益、利益があるのかという話と、先ほど整体と整骨の違いはというようなことももちろんございますので、再度事務局の方でということで、医事課長、それでよろしいですか。

○林医事課長 かしこまりました。

事務局の方でといいますか、この場で今、意見が平行線になっているということだと思いますのと、柔道整復師会の徳山構成員からも議論をしてほしいという御要望が今日出ているということですが、どうしても、どうしてもほしいという御要望なのかというところが十分明確ではないということもあると思いますので、その辺りをクリアにさせていただくとともに、また今日はこういう状況でございますので、改めて御議論いただく場を設けたいというふうに思っております。

○福島座長 ありがとうございます。

そういうわけで、継続審議をさせていただきたいと思います。どちらにしても、大急ぎで慎重にやらなければいけない。その大急ぎでやらなければいけないのは、ガイドラインを作らないと始まりませんし、無資格の方の広告をそのままというのも困ったものでありますので、そういう意味で大急ぎで慎重に、一度ちょっと考えさせていただくという形でさせていただきたいと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

次は議題2の「あはき・柔整広告ガイドラインに記載する内容（案）について」ということで、事務局から資料3の御説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

それでは、資料3「あはき・柔整広告ガイドラインに記載する内容（案）」につきまして御説明申し上げます。

分量が多く、また時間も限られておりますので、ポイントをかいつまんで説明させてい

ただければと思います。

まず1ページ目を御覧ください。

大項目の1つ目の「Ⅰ. 広告規制の趣旨について」でございますが、ここは本ガイドライン全体の基本的な考え方を示しております。

まず、「1 趣旨」は、本ガイドライン作成の趣旨について記載しておりまして、大きく2つの目的を記載しています。

1つ目は、施術所を利用しようとする方が適切に施術所を選択できるよう、広告の適正化の推進を図ること。

2つ目は、無資格者の行為による事故の発生情報が寄せられていることなどを踏まえ、あはき師法、柔整師法の範囲外にはなりませんけれども、無資格者の行為に係る広告の在り方について考え方を示すことを記載してございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

2ページ目の(2)において基本的な考え方をまとめてございますが、①、③については先ほどと重なるので割愛しますけれども、②でインターネット上のウェブサイトの取扱いについて、あはき師法、柔整師法においては原則として広告規制の対象とはならないものの、インターネットを通じた情報の入手が一般的となっていることを鑑みまして、ウェブサイトの適切な在り方について示したものであること。

④としまして、大原則として医療と紛らわしい表記は認められないことから、これを十分考慮して広告可能事項等の例を検討したものであること。

⑤としまして、あはき師法、柔整師法以外の遵守すべき関係法令について、その具体的な法令名を示したものであること。

⑥としまして、利用者が施術所を選択する上で名称は重要でありますので、利用者が正しく認知できる名称の例を詳細に示したものであること。

⑦としまして、都道府県等が指導等の措置を適切に実施できるよう、具体的な例や留意事項等を取りまとめたものであること。

⑧としまして、全体として医療広告ガイドラインを参考にしつつ、利用者が適切な施術を受けられることを基本的な考え方として作成したものであることを記載してございます。

続きまして5ページ目ですが、大項目2つ目の「Ⅱ. 広告規制の対象範囲について」でございますけれども、ここでは広告の定義、広告に該当する媒体の具体例や、該当しない具体例などの解説をしております。

まず、「1 広告の定義」において、広告に該当するための3つの要件を示しました。

1つ目、【誘引性】として「施術者又は施術所が、自ら又は第三者をして利用者を自らの施術所に誘引する意図があること」。

2つ目、【特定性】として「施術者の氏名又は施術所の名称が特定可能であること」。

3つ目、【認知性】として「一般人が認知できる状態にあること」のいずれも満たす場合に広告に該当することを示すとともに、それぞれの考え方を記載してございます。

6 ページ目に進んでいただきまして、「3 暗示的又は間接的な表現の扱い」として、たとえ直接的に表現していなくても、あはき師法・柔整師法上の広告に該当するものの具体例を挙げて説明をさせていただきます。

次に8 ページ目でございますけれども、「4 あはき・柔整に関する広告規制の対象者」としまして、あはき師法で言いますと、「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業もしくはきゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない」としまして、「何人も」というふうに規定しておりますので、施術者、または施術所だけでなく、例えばここに記載しておりますが、広告代理店ですとか、マスコミですとか、そういった方々も広告規制の対象となるということの考え方をお示しさせていただきます。

続きまして、下の「5 広告に該当する媒体の具体例」ですが、次の9 ページで「通常、あはき・柔整に関する広告とは見なされないものの具体例」を記載させていただきます。

この中で1つ重要な点としまして、10ページの(6)において、インターネット上のウェブサイトの取扱いについて触れてございます。先ほど広告の要件のお話をいたしました、ウェブサイトについては広告の要件のうち「認知性」を満たさないため、原則としては広告ともみなさないという基本的な考え方を示しております。こちらについては、大項目の6で再度御説明をいたします。

続きまして12ページでございますが、大項目の3つ目の「Ⅲ. 広告可能な事項について」ですが、ここでは、あはき師法・柔整師法において広告可能とされている事項について、それぞれ広告可能な具体例を挙げつつ、逆に留意すべき広告不可な表現の例を併せて記載しております。

13ページ目の下から14ページ目にかけて、「3 広告可能な事項の具体的な内容」として、まずは「(1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所及びあはき師の業務の種類」について記載しております。あはき師や柔整師であることはもちろん広告が可能ですけれども、こちらでは併せて国家資格保有の表記も可能であることを明記させていただきます。

次に、「(2) 施術所の名称」として、利用者が施術所を選択する上で重要な情報である名称について、15ページで詳しく広告可能な名称の例と広告不可能な例を挙げてございます。

まず、①の「広告可能な名称の例」ですが、アの中で〇〇鍼灸治療院、〇〇鍼灸療院、〇〇鍼灸治療所といった例を挙げてございますが、こちらは前回の検討会において、治療院等についても業態名をつければ広告可能として差し支えないという方向性になったことから具体例として今回明示させていただきます。

ただ、一方で、点線囲みで1つ要検討事項として記載させていただきましたけれども、前回の議論では、「〇〇柔道整復治療院」や「〇〇接骨治療院」といった柔整と治療院の組合せの名称については、ガイドライン案が出てから判断するというようになっていたと

承知しておりますので、今回具体的に御意見を賜りたい点として挙げてございます。

また、1ページおめくりいただきまして、16ページ目にも点線囲みをつけてございますが、こちらは先ほど御議論いただきました整骨院について、一旦このように記載してございます。

続けて(3)以降、20ページにかけまして、広告可能な事項と留意すべき広告不可能な事項の具体例を示してございます。

次に21ページを御覧いただきまして、ここからは大項目4つ目の「IV. 禁止される広告について」ですが、ここでは、あはき師法、柔整師法において広告が禁止されている事項、あはき師法、柔整師法以外の法令で禁止されている事項、さらに、あはき師法、柔整師法において禁止されているわけではないけれども、広告として不適切であり、広告すべきでない事項について記載してございます。

まず「(2) 広告禁止事項の広告」ですが、あはき師法、柔整師法においては施術者の技能、施術方法、または経歴については法令上、広告禁止と明記されてございますので、これについて触れておりまして、その具体例をア、イで示してございます。

1ページおめくりいただきまして、22ページから24ページでは「2 他法令又は他法令に関する広告ガイドラインで禁止される広告」として、当然ですが、あはき師法、柔整師法以外でも広告規制に関して他法令を遵守する必要があるわけですので、医療法や景品表示法といった具体的な遵守すべき法令を記載してございます。

24ページから26ページにかけましては、「3 その他虚偽誇大な表現等について」として、あはき師法、柔整師法上、明確に禁止されているわけではありませんけれども、虚偽広告、誇大広告、比較優良広告、公序良俗に反する広告など、不適切であり、広告すべきでないという事項につきまして具体例を交えながら記載をしてございます。

27ページ目に移りますが、大項目5つ目の「V. 相談・指導等の方法について」でございませうけれども、こちらでは都道府県等において指導を行う際の措置を適切に実施できるよう、具体的な例や留意事項について記載をしております。

まず、「2 苦情相談窓口の明確化」のところ、都道府県において相談窓口を設けて、各種の方法により住民にしっかり周知すべきであること。

「3 消費者行政機関等との連携」におきまして、あはき、柔整のみならず、無資格者の行為に関する広告については消費生活センターに寄せられるものも多いと考えられるため、消費者行政機関との連携が必要であるということを記載してございます。

1ページおめくりいただきまして、「4 広告関連法令との関係」では、22ページから24ページの他法令で禁止される広告と重複する部分がございますけれども、次の29ページの上の方に記載したとおり、あはき師法、柔整師法だけでなく、関係法令は重量的に適用され得るため、それぞれの関係部署が連携する必要があることを記載してございます。

次の「5 広告指導の体制及び手順」ですけれども、「(1) 広告内容の確認」について、①に記載のとおり、まずは都道府県等において確認を行い、必要に応じて指導を行う

ということになりますけれども、②として、都道府県等において判断できないような事例が生じた場合には、ガイドラインの最後に添付している様式を用いて都道府県等から我々厚生労働省に照会いただくという流れを記載してございます。

1 ページおめくりいただきまして、30ページの「(2) 広告違反の指導及び措置」というところでございますけれども、アで基本的な「行政指導」の流れを記載し、次のページのイで行政指導に従わなかったり違反を繰り返す場合などにおいて刑事告発等を行うことを考慮すべきであるということを記載しております。

さらに、(4)で、この場合においては利用者や住民等に対して注意喚起を行うため、必要に応じて事例の公表を行うということを記載してございます。

32ページ目を御覧ください。「VI. インターネット上のウェブサイト等について」ということで大項目の6つ目ですが、ここではあはき師法、柔整師法上の広告規制の中でのウェブサイト等の取扱いについて記載してございます。

まず「1 基本的な考え方」において、先ほど10ページの通常広告とみなされない具体例のところでも少し触れましたけれども、ウェブサイトについては、広告の要件のうち「認知性」を満たさないため、原則として広告とはみなさないこと、一方で、バナー広告やSNSの書き込みについては、広告の要件をいずれも満たすものは広告となり得るため、留意が必要であることを記載してございます。

1 ページおめくりいただきまして、「(2) 広告に該当しないウェブサイト等の取り扱いについて」ということですが、先ほど申し上げたとおり、ウェブサイトは原則として広告には該当しないわけですが、インターネット等を通じた情報の発信、入手が極めて一般的になっている現状を鑑みまして、本ガイドラインにおいてその適切な在り方について定め、関係団体等による自主的な取組を促すこととしてございます。

1 ページおめくりいただきまして、34ページからはウェブサイト等に掲載すべき事項を記載し、さらに35ページから38ページにかけては、逆に記載すべきでない事項を記載しております。

記載すべきでない事項については、24ページから26ページの不適切な広告と同様に、内容が虚偽にわたるもの、比較優良を示すもの、内容が誇大なもの、公序良俗に反するもの等に加えまして、費用の過度な強調だったりとか、利用者の不安を過度にあり、施術所へ誘導するものなどを追加で挙げてございます。

39ページ目を御覧ください。大項目の7つ目の「VII. 無資格者の行為に関する広告について」でございますが、ここでは無資格者の行為による事故の発生情報が寄せられていることなどを踏まえまして、あはき師法、柔整師法の範囲外にはなりますけれども、無資格者の行為に係る広告の適切な在り方についての考え方を示してございます。

まずは「1 基本的な考え方」ですが、これを記載するに至った経緯等を書いてございますけれども、1の最後の5段落において「事業所等においては、営利を目的として、広告により利用者を不当に誘引することは現に慎むべきであり、利用者保護の観点も踏まえ、

広告に掲載されている内容を利用者が適切に理解し、あはき、柔整又は無資格者の行為を選択できるよう、客観的で正確な情報提供に努めるべきである。」という基本的な考え方を示してございます。

「2 本項目の対象」において、あはき、柔整の広告と同様に、何人も対象とするということになってございますが、先ほど申し上げたとおり、あくまでもあはき師法、柔整師法の範囲外であることから、禁止事項として示すことはできないので、「関係団体等による自主的な取組を促す」という記載にしてございます。

「3 広告に掲載すべきでない事項」については、35ページから38ページのウェブサイト等において広告すべきでない事項とほぼ同じような内容となってございますけれども、1枚おめくりいただきまして、40ページに「(6) あはき師法、柔整師法等に抵触する内容を含むもの」として、「無資格者の行為は、あはき、柔整とは全く異なるサービス価値を提供するものであるため、あはき、柔整であると利用者に誤認を与えるような表示は不適切である」ということを明記してございます。

以上、駆け足でございましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福島座長 御説明ありがとうございました。

いろいろな論点があると思います。その中で、事務局のほうから要検討という形で2か所出ておりまして、15ページと16ページなのですけれども、16ページは整骨院の扱いなので、これは今ペンディングということになります。

それで、要検討の15ページのところで点々の四角で囲ってございますけれども、「〇〇柔道整復治療院」「〇〇接骨治療院」と、今まであはきの方は治療院という形でちゃんとその業が入っていればいいという話でまとまっていて、それを柔整のほうも広げますかということをお検討くださいというのがあるので、まずここから御検討いただくかと思うのですけれども、まずオンラインの御参加の構成員の方から御意見ございますでしょうか。

座長が余計なことを言っはよくないのですけれども、柔道整復治療院というのは聞いたことがないので。

竹下構成員、お願いします。

○竹下構成員 座長、今の質問は今、事務局の言った2点に限定されたところでの意見交換でしょうか。あくまでもこの2点に絞るということであれば、他のところなので発言は後にします。

○福島座長 ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか、オンラインの方ではよろしいですか。

それでは、会場の構成員で御意見ございますでしょうか。

徳山構成員、いかがでしょうか。

○徳山構成員 あまりなじみのない言葉なので戸惑っておりますけれども、あれば結構かなと思います。

○福島座長 多分、石川構成員は覚えていらっしゃると思うのですが、この議論をするときに、柔整とあはきと分野が違うというか、国民の方々の受入れも違うので、無理やり統一していくという必要性は今まで議論されていなかったように思うのですが、そうですね。

○石川構成員 全日本鍼灸マッサージ師会の石川です。

まさに座長がおっしゃったとおりだと私も認識しておりまして、もともと柔整と鍼灸で1つの広告を出して、看板を出して一緒にやる場合というのは、たしか一人治療院、柔整院の限定的な解除があったからオーケーだったというのは認識しているのですが、そうであればここに書いてある「〇〇接骨治療院」を使えるところが出てきてもいいのかなとは思っています。

ですから、考えるべきなのは、2人、3人いる治療院は看板を明確に分けるとか、そちらをどうするか。

○福島座長 それはもう決まっていて、鍼灸接骨院は駄目だという形になっていて、接骨院というので区切って、もう一つ鍼灸院というので区切るということで、それは議論されているので、要は柔道整復治療院と、柔道整復のほうも治療院という言葉を使うということに関してはあまりなじみがないので、要するにあはきと柔整を無理やり一緒のレベルで、こちらがこうだからこっちも同じというふうにしなくてもいいのではないかということなので、すけれども。

徳山構成員、お願いします。

○徳山構成員 我々は大臣告知でほねつぎ又は接骨となっている中で、この柔道整復という名称を使つての治療院というのはあり得るのでしょうか。

○福島座長 事務局、いかがですか。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

あはきの方は、あはき師法上の広告の条文で業態名を広告できることになっておりまして、それはあはきの方は、あんま、マッサージ、指圧といった業態の種類が複数ありますので、それを記載できるかたちになってございますけれども、柔整の方は1つの業態になりますので、特段、条文上業態を広告できるという規定をわざわざ置いていないのだろうと認識しています。ですから、法令上、明確に柔道整復が広告できるという記載はないのですが、あはき師法と整合して考えると、「柔道整復」という言葉が禁止されているとは読めないのかなと思っております。

○福島座長 徳山構成員、では議論を先に進めさせていただいていいですか。

それでは、木川構成員お願いします。

○木川構成員 柔道整復治療院というのは耳なじみがないというお話だったので、すけれども、柔道整復院という名称というのは一般的なのでしょうか。

○福島座長 一般的なのでしょうか。私は聞いたことがないので、すけれども。

では、徳山構成員お願いします。

○徳山構成員 私どもも柔道整復院というのはほとんど聞いたことがなくて、基本的には冒頭に議題に挙がった接骨、整骨院ですよね。

○木川構成員 だから、接骨治療院を認めるかどうかということなのだと思いますけれども、先ほど別にあはきと合わせる必要はないという話だったのですが、これだけ議論してもしそれを書かないとなると、これはむしろ禁止しているということになってしまうと思いますし、鍼灸治療院がオーケーなのに接骨治療院が駄目な理由というのは特段、私は思いつかないのですが、そうであればオーケーということでもいいのではないかと思います。

○福島座長 ありがとうございます。

江澤構成員、お願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

そこは先ほど申し上げましたように、国民に分かりやすいかどうかという視点が重要だと思っています。その中で、既に鍼灸治療院が容認されているので致し方ないところではありますが、治療というのはやはり医療機関で行うべきものでございますので、その治療院という名称がさらに拡大するのはいかがなものかというふうに思いますし、私はこの要検討の囲みの中を見ると、より一層、分かりにくいし、国民の皆様にもなかなか理解が浸透しないのではないかと思います。

それで、この治療院という言葉については医療機関の治療とかなり重複する表現でございますので、これについてはあえて拡大する絶対的な必要性がなさそうですし、治療院というのはあまり拡大しないほうが国民にとっては望ましいのではないかと、分かりやすいのではないかと思います。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

あはきのほうは、その業態名に治療院ということで議論を尽くしてきていますので、それは今までの議論でいいと思うのですが、あえてそれを柔整まで伸ばして、知らない言葉で良しとするというのはいかがなものかという御意見だというふうに理解しておりますけれども、私の理解でよろしいでしょうか。

他に御意見ございますでしょうか。

○江澤構成員 結構です。今の御説明で大丈夫ですけれども、そもそもなぜこれが検討課題になっているかがよく分かっていないので、何か背景があるならば教えていただきたいのですけれどもという話です。

○福島座長 特に事務局から何かありますか。

○柳田医事専門官 事務局としてこれに何かこだわりを持っているわけではございません。前回第9回の議論の際、あはきの業態名プラス治療院を皆様で合意いただいた時に、では柔道整復プラス治療院という名称はいかがなものかという御意見が出ておまして、これについてはガイドライン案が出たときに再度議論しましょうということで収まっておりまして、今回ご議論いただきたく提出したものです。

○福島座長 ありがとうございます。

そういうことです。よろしいですか。

それでは、山口構成員をお願いします。

○山口構成員 鍼灸治療院があるから、これも並べておかないといけないのではないかと
いうレベルではないかと私も思っています。

ただ、これを選択するところが増えてくることはまずないんじゃないかなと思いますけれども、より患者から見たときには複雑になるということを懸念いたしますが、例えばこういうものをもし並べたとしても、実態としてまずほとんど使うところがないという場合に、ガイドラインとしては例えば一定の期間を見て変更するようなことになるのでしょうか。

取りあえず、考えられるものは全部並べておかなければいけないということで並べるのかというところにちょっと判断しあぐねています。

○柳田医事専門官 当然世の中の情勢は変わってまいりますし、ガイドラインの変更も必要になりますから、今回必ずしも全て並べなければいけないということではないと考えています。

○山口構成員 先ほどから徳山構成員のお話を聞いていると、業界でも必要性を感じていらっしゃるということみたいですので、あえて並べる必要も、使うところが現在ないということですから、より複雑にする必要はないのかなと私は思います。

○福島座長 磯部構成員、お願いします。

○磯部構成員 ありがとうございます。

当事者もなじみがない名前を挙げることは、国民のみならず施術者の方にも混乱を招くのもかもしれませんけれども、私は議論の順番として、あはきの後、柔整をどうするという話になったのはそうでしょうが、考え方としては、あはきについて業態プラス治療院をつけるという考え方をどうするかということを経験して、それはできるとしたのであれば、同じ考え方を柔整にも当てはめるのがむしろ妥当で、拡大しているのでもないというふうには私は思います。

ですので、あえて書かないということによって、かえって使えないと逆に誤読されるおそれがあるのではないかとということで、木川構成員がおっしゃったのと大体同じかと思うのですけれども、このガイドラインがどういう形で今後運用されるかにもよりますが、医療広告のガイドラインであればQ&Aなどというのはたくさんあるわけですね。ですから、ガイドラインを出した上で、何かQ&Aの中でさらに具体化するとか、そういうような形で示すというのがあるのかなと思うので、このガイドラインの中に何でも書き尽くす必要まではないのかなと。もちろんその後、修正もあり得るとするのは今、事務局が御説明になったとおりで、まずは手堅く作っておくことでいいのかなという気がしました。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

前田構成員、お願いします。

○前田構成員 今のお話の流れの中で出てきたものと重複するところもあるのですが、徳山構成員の方からもあまりなじみがないというお話でしたし、今、磯部構成員から言われたように、これをこの場で全てガイドラインに記載する必要もないかとは思いますが、恐らく実際に見ていても接骨院等の先生が治療院という名称をつけるということについて、業態名をつけての話で治療院というのはあるかもしれませんが、それは恐らくその上にある柔道整復院で足りてしまうことですし、わざわざ治療院をつけて鍼灸院と間違えられるような名前をつける柔道整復師の先生もあまりいらっしやらないような気がしております。

ですから、今、磯部構成員がおっしゃったようにこの場では、ちょうど本文のところも破線の上に「等」と書いてありますので、それで止めておいて、いずれまた何か問題が起きたときにガイドライン上の解釈としてそのQ&Aなり何なりで対応することによろしいのではないかと思います。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

今の前田構成員の御意見は、要はガイドラインには業態名で治療院という書き方は原則的にオーケーにしておいて、それで柔道整復治療院とか、接骨治療院とかという実名を挙げないで、もし何か問題があった場合にはQ&Aで対応する方向だという意味に取っていいですか。前田構成員、いかがですか。

○前田構成員 そのとおりでございます。

○福島座長 ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。会場の構成員、いかがですか。

私の記憶では、治療という言葉をあえて良いでしょうというのは、あはきという領域の特性というか、柔道整復師とあはきでは扱う領域が違うので、そういう意味で慢性疾患を対象としたあはきというところに関して業態名を入れて治療院という形で合意を形成してきたわけですね。それで、全く異なる急性外傷の柔道整復に関して、同じレベルで同じ表現を無理やり使うというのは、ちょっと疑問だろうと思います。

前田構成員の御発言のように、あはきと柔整と同じ形の広告のガイドラインなので、原則として業態名プラス治療院という形を許容する、許すという形にして、実際に使わないものまで列記しておくのではなくて、もし問題が生じたらそこで検討するような形の書きぶりにする。つまり、あまり細かくは書かないということですが、そういう形でまとめるといいのでしょうか。

木川構成員、よろしくお願いします。

○木川構成員 今の座長のお話だと、基本的には接骨治療院というのはよろしくないというお考えなのではないでしょうか。あまり適切ではないということですか。

○福島座長 座長が個人の意見を言っているのかどうか分かりませんが、治療という言葉

はなかなか難しいということで日本医師会のほうから大変強く言われて、今までの議論もありましたし、歴史的な経過もあって、その上ではあはきが例えば保険適用を受けるのは、要するに医師が後はお願いしますという形になった、その継続性の線上で行う施術という意味がありますね。

一方、柔道整復師の方はそうではなくて、急性外傷の応急処置というか、そこが最初で、急性外傷で骨折、脱臼でなければ独自の判断で継続施術ができるという業態というか、役割なので、その役割の違いということもあった上で国民がどういうふうに治療ということを考えるかとか、そういうことも考えると、何も一緒にしなくてもいいのかなというふうに思ったという個人的な意見です。

以上です。

○木川構成員 ありがとうございます。

医学的なことは私は分からないのですが、ガイドラインの中で業態名プラス治療院はオーケーですと言っていたら、それだけ読んだら柔道整復治療院とか接骨治療院もオーケーですというふうに読めると思うんです。

ただ、一方で今のお話のように、あはきとは違うんだということになると、ではQ&Aでは接骨治療院は駄目なんですと書くことになると思うんですけれども、そうするとガイドラインとQ&Aが矛盾したようなことになってしまうのではないかと思います、それで先ほどのように取りあえずは業態名プラス治療院はオーケーと抽象的にガイドラインに書いておいて、あとはQ&Aにということとは、それだとワークしないのではないかと思います。

○福島座長 いかがいたしましょうか。

Q&Aでこれは駄目という書き方は、私は個人的には想定していなかったんです。実際にこういう施術所の名称を使っているのかという問題が出たときにどうするか。実際には出てこないんじゃないかという甘い考えをちょっとしていたんですけれども、実際には出てくるかもしれません。いかがでしょうか。

江澤構成員、お願いします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

今、座長の福島先生が申されましたように、あはきの対応する利用者の方と、それから柔整の対応する利用者の方の病態はしっかり着目すべきだと思います。要は、本来整形外科等で早急に治療が必要なケース、色々そういった患者さんが混在してくるわけですから、そこでしっかりと本来ならば医療機関で早期に治療すべきような容態も当然最初に柔整を訪れるケースはあり得るわけで、そういった中でどうしても治療という言葉に一般の国民の方々がやはり誘導される、引っ張られるということもあろうかと思いますので、あまり治療という言葉は今後拡大するというのは非常に紛らわしい、大変分かりにくいものだと思いますし、国民の皆様にも不利益がないということが大事でございますので、しっかりと医療機関で治療する方は医療機関でちゃんとした治療をしてという形になろうかと思います。

すし、柔整で対応可能な方も当然いらっしゃるわけですから、その辺りは実態としてうまくそのすみ分けができればいいわけですから、あまりこういった表記をむやみに増やして何か選択肢が増えたり、分かりにくくなったり、複雑化するという事は避けるべきではないかと思えます。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

柔道整復とあはきと一緒に広告のガイドラインを出すので、そういう意味ではこちらはよくてこちらは駄目という書き方というのは、なかなか本来適切ではないような気もします。そうすると、どういう書き方で書くかとか、例えばこれはいいとして出すものと、これは駄目と言って出す出し方というのを考えなければいけないというか、何か工夫も必要なのかなと一瞬思っているところであります。

今の御意見をいただいて、どういうふうにガイドラインの中で書き足していくのかとか、説明を足すのかというのは一度検討したいと思えます。これ以上はまとまらないので、もう一度ガイドラインの書き方を検討させていただく形でお預けいただくということによろしいでしょうか。

結論がなかなか出なくてすみません。それでは、ガイドラインの書き方についてももう一工夫考えさせていただくという形で、何しろ平等にしなければいけないというところもありますので、そこで検討させていただきたいと思えます。すみません。

それでは、まだ他にも論点があると思えますので、この論点以外に御発言がありましたら、まずオンラインの構成員のほうからお願いしたいと思えます。

徳山構成員、お願いします。

○徳山構成員 ありがとうございます。

3点ほどあるのですけれども、よろしいでしょうか。

○福島座長 お願いします。

○徳山構成員 18ページのところなのですけれども、「(2) 医療保険療養費支給申請ができる旨」で①の「広告可能な事項」のところのイで「柔整師施術所は、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限ること」となっておりますけれども、患者さんの中でこの療養費支給申請という文言がどれだけ浸透されているのか、一つ疑問なところがあります。

それとともに、我々は施術をする際に脱臼、骨折だけを施術しているわけではなくて、全体の療養費の取扱いの90%以上が軟部組織の損傷の取扱いであるというところも踏まえて、外傷による捻挫、打撲、挫傷に対する保険の取扱い、という文言をできたら追記していただきたいというのが1点目です。

その次ですが、30ページの(2)で「広告違反の指導及び措置」というところのウです。「受領委任の取扱いに係る地方厚生局等への通知」というところで、「上記イにより罰金

刑に至った施術者については」云々から、最後の行ですね。「管轄である都道府県および地方厚生局に通知を行うこと。」となっておりますけれども、この通知を行うというのは告発して刑罰が確定した時点で通知を行うという解釈になるのでしょうか。その辺のところを明確にしておかないと、厚生局も困るのではないかと考えております。

3点目ですけれども、「無資格者の行為に関する広告について」というところで、これについては第1回の検討会から我々業界側からしっかりと無資格者の広告について規制をしてほしいと当初から要望している中で、(6)の「あはき師法、柔整師法に抵触する内容を含むもの」というところで3行目ですね。「国家資格を必要とする業を行っている利用者に誤認を与えるような表示は不適切であり」と書いてあります。

その下に「腰痛」「膝の痛み」というふうに出ておりますけれども、やはり誤認をさせるような表示ということを見ると、痛みというところの広告については明確に規制をしていただきたい。しっかりとこの辺のすみ分けをしていただくことが無資格者に対する規制だと考えておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

○福島座長 それでは、1点目が18ページの(2)の①のイですね。療養費の件で、その療養費の申請のところに脱臼、骨折の患部とあるので外傷を追記してほしいという意味でしょうか。

○徳山構成員 そうですね。外傷による我々捻挫、打撲、挫傷も取扱いをしますので、その辺のところに対して医療保険の療養費支給申請でも構いませんけれども、できるだけ国民に分かりやすく、14ページにも柔整の業態が分かるような施術所という形で明記しなさいとありますので、簡単に保険の取扱いという文言が一番患者さんにも国民にも分かりやすいのかなと考えています。

○福島座長 どうでしょうか。この件に関して事務局のほうで何かありますか。

○柳田医事専門官 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

こちらにつきましては、今までの検討会の資料や議事録上で出てきたベースでガイドラインを作らせていただいておりますので、本日の御意見を踏まえて、療養費の担当部局と相談しましてどのような表現が適切かということを検討したいと思います。

○福島座長 ただ、ここは要するに骨折、脱臼の場合には医師の同意があった場合に医療費の申請ができるし、あはきの場合だと医師の同意があった場合、あとはよろしくねということがあった場合に保険の適用になるという、それだけのことを書いて、柔道整復師は何をするか、あはき師は何をするかという項目ではないんですよね。

だから、柔道整復師とあはき師が何をしますかということに関してはそれぞれ広告の中で、例えば柔道整復師だとほねつぎ又は接骨という中に入っているわけですから、そういう意味では少なくともこの文章の書き方は骨折だけの場合には医師の同意が必要だということに限っただけなので、療養費がほかに柔道整復業のところ申請できないとは書いていないんですけれども。

では、課長お願いします。

○林医事課長 ありがとうございます。医事課長でございます。

今、座長がおっしゃったとおりで、ここで柔道整復師の業はここまでできるということ
を表現することは慎重にというか、行うべきではないというふうに思います。

それで、いただいた御意見ですが、私の受け止めている範囲では、医療保険療養費支給
申請という言葉が一般の方にとって難しい面があるので、その言葉をどの範囲で言い換え
ていいのかとか、そういった点において少し他の書き方もないかというような範囲での御
意見というふうに私は理解しておりますので、その点についてこの場でもし御異論やほか
の御意見があれば承りたいと思いますし、私どもの所管というよりは保険局の所管でござ
いますので、そういったことが可能なことかどうかも含めて、御意見を踏まえて所管部局
に聞いてみたいと考えている次第でございます。

○福島座長 徳山構成員、よろしいでしょうか。

○徳山構成員 はい。

○福島座長 では、次の点にあっていいですか。

次の点は、31ページのところで通知ですよ。地方厚生局に通知を行うといったときに
どこまで処罰が決まったら通知を行いますかという徳山構成員からの御質問でよろしいで
すか。

○徳山構成員 はい。

○福島座長 これは事務局ですね。

○柳田医事専門官 こちらにつきましては記載させていただいたとおり、上記イにより、
告発により罰金刑に至った施術者と書いてございますので、告発だけではなくて刑が確定
した場合にということでございます。

○福島座長 よろしいでしょうか。

○徳山構成員 はい。

○福島座長 それで、3つ目の御質問が無資格のことで40ページの(6)のところで、要
するに痛みということがどういうことかという定義をした方が分かりやすいという意味で
しょうか。徳山構成員、いかがですか。

○徳山構成員 (6)の下から3行目ですね。「特定の疾患に対する施術或いは疾患の原
因となる可能性を含んでいる症状に対する施術に当たる可能性が高いことから、広告及び
ウェブサイト等で表現すべきでないものである。」というふうに書かれておりますので、
やはり痛みという表現は医療機関、また我々国家資格を有している者が施術に当たる部分
であろうというふうに考えておりますので、痛みがあるから、そもそも整体という定義が
あまりにも曖昧過ぎて、頻繁にこういった痛みという広告が出されているというふうに感
じているのです。

そこで、やはり我々が当初から要望している無資格者の規制といったところにはしっか
りと痛みという表現は明確に規制すべきではないでしょうかという提案です。

○福島座長 事務局のほうで何かコメントはございますでしょうか。

○柳田医事専門官 40ページの表現は事務局で提案させていただいているものでございまして、「腰痛」「膝の痛み」を例示して、痛み症状に対する施術、加えて慢性の～の部分について、それは表現すべきでないものであるというふうに記載をしていることとなりますので、事務局としては今の御意見の御趣旨というのは一定程度反映させていただいているものと考えております。

これを修正して欲しいというような御意見がございましたら、できるだけ具体的におっしゃっていただければと思います。

○福島座長 もし、もっといい表現があるということでしたらぜひ御意見をお寄せいただければと思ひまして、ここで今日ガイドラインが全部決まるわけではないので。

では、石川構成員どうぞ。

○石川構成員 全日本鍼灸マッサージ師会の石川でございます。

今、医事専門官がおっしゃったように、この中の表現である程度網羅していると考えてはいるのですが、痛みということだけではなくて治療全般をやはりできないというのはもう少し強く言っていただきたいと私は考えているものですから、40ページの(6)番の最後の「広告及びウェブサイト等に表現すべきでないものである。」という後に、また、当然ではあるが、治療行為を行っていると思わせる表現及び治療行為を行っていると思わせるおそれがある表現はすべきではないものである、という言葉を追記していただければと思っております。

○福島座長 よろしいでしょうか。

それでは、竹下構成員お願いします。

○竹下構成員 ありがとうございます。

私から2点だけ質問させていただきます。

1点目は15ページの部分です。これは施術所の名称のところですが、先ほどの柔整のところでも議論があったように、治療院についてはカテゴリーといいますか、業態をくっつけてしか使えないよということが9回以降で確認されてきたと思うんです。すなわち鍼灸治療院、マッサージ治療院は許されるけれども、ただ、それらの業態抜きでの治療院は駄目だというのは分かるんです。

それに対して施術所は問題ないということで確認されてきたかと思うのですが、その際に施術所という名称を使うときにも業態を必ずくっつけるという議論はなかったと思うんです。すなわち、鍼灸施術所、あるいはマッサージ施術所というふうに業態をくっつけないと使えないということではなかったし、そういう議論は今までされたことはないと思うんです。

これに対して、15ページではそういう業態をくっつけた形で施術所を使えるというふうにしてはいるのは少し議論からずれてきているのではないかというのが1点目というか、この部分で気になることです。

したがって、具体的にはそれぞれの名称、例えば竹下施術所とか、あるいは私の恩師が

つけた名前ですけれども、安心堂何とか施術所とか、そういう業態を使わずに施術所というのを使うということが禁止されるようにこのままでは聞こえるので、少しそこは書きぶりというか、記載方法を変えていただく必要があるのではないかと考えています。

2点目は26ページのところで、端的には優位性を示すのは駄目だよというのは分かるんですね。ここに書いてある「県内で唯一、休日施術対応！」と書いてあるのは駄目だというのは分かります。

ところが、もう片方で施術日時、時間帯は全部書ける、曜日も書けるということになっているわけです。そうであれば、それを除いた、例えばですけれども、休日も施術していただきますとか、休日も施術対応と書いたら許されるのだろうか。

そうなってくると、書きぶりによってアウトとセーフが出てきそうで、その辺のことが非常に気になったので、少し整理の仕方をお考えいただきたいと思います。

○福島座長 ありがとうございます。

1点目の広告が可能な名称で施術所と治療院のお話で、施術所の前に業態名が必要かどうかということですが、これは事務局の方でいかがでしょうか。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

これについては、具体的にどうするというような議論は恐らく出ていなかったと思うのですが、ただ、施術所という名称については法令上で使われている名称ですので、これについては問題ないと考えますが、今までの議論の過程を踏まえると、恐らく「施術所」だけでは業態が全く分からない状況ですので、業態名をつけるという方向がよろしいのではないかと考えてここに記載しているところでございます。

○福島座長 私の記憶でも、治療院の方に議論が集中していたので、施術所のところで業態名をつけるか、つけないかという議論はちゃんとしていなかったように記憶しておりますが、この件に関して構成員の方々いかがでしょうか。

前田構成員、この件でしょうか。

○前田構成員 はい。

○福島座長 江澤構成員もこの件ですか。

そうではないですか。では、まず前田構成員の方からお願いをいたします。

○前田構成員 私の記憶間違いでなければ、多分施術所についてそういった議論がされたことはなかったような気がするのですが、治療院の場合は先ほどから江澤構成員もおっしゃってきたように、治療という言葉が入る以上、ある程度の議論が必要だと思っていたので、その点は分かるのですが、施術所について今の時点で急に業態をつけるという話になるのはちょっと違和感を覚えます。

ですから、これは除くといいますか、それは入っていないんだという表現に変えていただく方が今までの議論が反映されているのではないかと考えています。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

ほかにかがですか。

山口構成員、お願いします。

○山口構成員 施術所というのは、業態をつけなくてもそれが何か全然別のところだというふうを感じる方はいないんじゃないかと思いますので、既にある程度名前と施術所というのが普及しているのであれば、そこは別に業態は今後入れたいところが入れるということでもよろしいのではないのでしょうか。特に問題があって議論をしてきたわけではないと思います。

○福島座長 よろしいのでしょうか。今の御議論だと、施術所は行き渡った名称であるから竹下施術所でもいいのではないかというお話ですよ。ですから、特に治療院と違って業態名を前に出さなければいけないという縛りからは外すという形でよろしいのでしょうか。

木川構成員、この件ですよ。お願いします。

○木川構成員 例えば安心堂施術所とか、竹下先生ならば竹下施術所とか、そういうのはオーケーということになるわけですよ。それはよろしいのでしょうか。これまでの議論と整合しているのでしょうか。何をやるどころか分からないという意味では、安心堂施術所だと何の施術所か分からないような気がしますけれども。

○福島座長 いかげんでしょうか。

施術所という言葉はずっと使っていたということと、本来は治療ではなくて施術ということで、法律用語でもそうなっているのではという議論の中できたようなことですが、南構成員はこの件でしょうか。

○南構成員 はい、そうです。

○福島座長 では、お願いします。

○南構成員 今、木川構成員の方からあったような話なのですけれども、業態を前につけるといのはそもそも議論の中で治療という言葉を使うときに医療機関と誤認されるおそれはないかという懸念のところで、業態を前につければ誤認されないであろうというような議論があったように記憶しています。

要は、業態をどうして前につける必要があるのかと考えたときに、それは治療という言葉で誤認されるおそれが高い言葉を使うからであるという議論の観点からいくと、施術所というものについては医療機関と誤認されるおそれはありませんので、前に業態をつけなくてもまず問題ないのではないかと私は考えます。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

いかげんでしょうか。

坂本構成員、何かありますか。

○坂本構成員 坂本です。

施術所というのは、実際はあまり使っていないのではないかと思います。むしろ施術という言葉が、あはきだとか柔整のことを指しているというふうに私はもともと理解して

いないので、施術はオーケーというのは何か妙な話であるなどは思ってきたのですけれども。

○福島座長 これは、治療院と結びつけた議論だったんです。例えば、施術所と名称をつけたとしても、結局それはあはき師であるならば、自分は国家資格を持っている人ですよというのと一緒に書きなさいということになっているので、そういう意味で竹下構成員の名前ばかり使っていますが、竹下施術所だけでも、あはきの国家資格を持っているという形でセットになるので、それでオーケーという理解でした。

それで、治療に関してはそれこそ先ほど申し上げたように医療法等の関係があるので、業態名をつけるということで国民にも分かっていたかと思うので、そうだとすると施術所の前に業態名は特に要らないというか、つけていただいても構わないのですけれども、無くても構わないという理解でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、その方向でもうちょっと書き直していただきたいと思います。

2番目に25ページの比較優良広告の話のところ、例えば次のページで休日施術対応みたいなものはおかしいのではないかという御意見でしたよね。多分、この例として休日施術対応というのは要するに比較優良広告に当たる可能性があるからというので事務局として出した例なのですよ。

では、お願いします。

○柳田医事専門官 この部分については、「休日施術対応」ではなくて、「県内で唯一」という部分が比較優良ということでこの例を出させていただいています。

○福島座長 そうすると、この例示はあまりよろしくないと思われます。これは誤解を受ける可能性があると思うので、この記載の仕方に関しては事務局の方で検討をお願いするという形にしたいと思うのですけれども、竹下構成員それでよろしいでしょうか。

○竹下構成員 竹下です。

ありがとうございます。まさに今、事務局がお答えになったように、私はもし書くならば、県内唯一というのは駄目ですよという形にして、休日対応というところまでが優位性とか言われるのは誤解を招くので、そこは避けていただいたら特に問題ありません。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

では、続きまして江澤構成員お願いします。

○江澤構成員 ありがとうございます。

1点だけ申し上げます。先ほどから意見が出ている40ページの(6)につきまして、まず資格の有無がここで分かりやすく示されていることを前提とした上で、しっかりと(6)に記載されている内容が遵守されるようお願いしたいと思います。つきましては、このガイドラインの周知とか、(6)に対する例えば取締りとか監視については具体的にどのように対応されるのか、これは事務局のほうに質問です。お願いいたします。

○福島座長 御質問の内容は、無資格の方の広告の監視ということですよ。

事務局のほうでよろしいですか。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

こちらについては先程来申し上げておおり、あはき師法・柔整師法での規制というのはなかなか難しいところもございますので、Vで示させていただいたおおり、行政機関による指導監督、これは任意の指導監督になりますが、それに加えて、ここで書かせていただいているおおり、関係団体の自主的な取組を促すというところでもございまして、こちらの周知についてはこちらでも努力してまいりたいとは思いますが、あくまでも規制ではなくて自主的な取組を促すという形で考えてございます。

○福島座長 よろしいでしょうか。

○江澤構成員 なかなか限界もあるかと思えますけれども、せっかくガイドラインができた以上は周知、そしてこれから遵守されることは重要だと思えますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○福島座長 ありがとうございます。

続きまして、磯部構成員お願ひします。

○磯部構成員 ありがとうございます。

2点なのですが、今回の広告規制の関係はウェブサイト、本来広告には入らない情報提供、広報に当たるものも含んで考えているということだと思っておりますが、行政指導と刑事告発のところですね。あれはパソコンのホームページの場であれば告発などはできないということになるはずですよ。

そうだとすると、法的な対応が可能なのは法律上の広告に限るのであって、そうではないものは行政指導に留まるといったことが分かるようにあるものでないといけないのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○福島座長 事務局、いかがでしょうか。

○柳田医事専門官 先生が今おっしゃったとおりの意図で記載はしておるのですが、分かりにくいということでしょうか。

○磯部構成員 広告規制、広告違反という中に全部含んでいるので、明確ではないような気がしていました。

でも、きっと行政指導はするわけですよ。ガイドラインに沿ってできるだけ善処してくださいということはするわけですよ。それもしないんですか。

○福島座長 すみません。それは無資格者に対してということですか。

○磯部構成員 いえ、全体です。

○福島座長 医事課長、どうぞ。

○林医事課長 32ページの「インターネット上のウェブサイト等について」というところについての御指摘だと理解をしております。基本的な考え方として、原則としてウェブサイト等は、あはき師法、柔整師法の規制対象となる広告には該当しない。もっとも、以下

の要件を満たすものについては広告に該当して規制対象となるというふうに書かせていただいております。

そして、33ページの「(2) 広告に該当しないウェブサイト等の取り扱いについて」は、「その内容の適切な在り方について、本指針に定め、本指針により関係団体等による自主的な取組を促す。」という形で書かせていただいているところでございます。

○磯部構成員 では、大きなVとVIは書き分けているおつもりだったということなのですね。それは私の理解でよろしいのですか。27ページの「V. 相談・指導等の方法について」というのは法律上の広告についてだけの話ですか。

○柳田医事専門官 本ガイドラインの構成としては、IからIVまでではき師法・柔整師法上の広告の話、Vでそれらに対する指導の話をしていまして、その次に法の対象外になるところについてVI、VIIで示しているというような構成になってございます。

○磯部構成員 ありがとうございます。それならば、内容は理解しました。私がちょっと読み方が足りなかったということなのでしょう。

2点目は、40ページのいろいろ御意見が出ている無資格者のところについてなのですが、私は比較的国家資格を有していない無資格者の行為というのは、これも随分広い話ですが、例えばあはき師法第12条違反の医業類似行為の取締りというのはほとんどされていないという認識でありますので、全く異なるサービス価値を提供すると決めつけていいのかどうかということはそもそもよく分からないんです。実は、あはき師法の中で本当は取り締まられてもいいような業態のものも一切ないというふうに言えるのだろうかということでもあります。

例えば、カイロプラクティックについてだって、平成3年の通知以降何も無いと思うのですが、有効性、危険性が明らかでないときながら、明確に禁止すべきとされたのは一部の危険な手技にとどまっていて、今一つ医業類似行為規制も有効に機能していないという指摘は医事法の中ではされているんですね。

ですので、無資格者の行為のうち、あはき師法、国家資格を必要とする業を行ってれば当然その業をやったとして無資格業規制ではき師法の対象になる。その上で、広告についてはこのガイドラインの話だということを2段構えできちんと示したほうがいいんじゃないかという気がしたという意見です。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

やっていいことが法律で決まっていて、そのことをちゃんと加えた上で広告規制という書きぶりがあるといいなという御意見だと伺いました。それはまた検討させていただいて、書き方のことは検討させていただきたいと思います。

鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 ありがとうございます。

案に沿って、幾つか意見を述べたいと思います。少々長くなりますが、御容赦いただけ

ればと思います。

まず、ガイドラインの構成についてでございます。基本的に柔整、あはき、無資格者の取扱いなどが若干縦割りのような形式で記載されておりますけれども、実際は柔整とあはきの併設ですとか、柔整と全体の併設など、様々な営業形態が存在しているというふうに認識をしております。

現行法令の範囲内という制約はありますけれども、実態を踏まえた具体的な内容を盛り込んでいただいて、極力漏れのないガイドライン案とすべきだと思います。できるだけ具体例も盛り込んでいただいておりますけれども、当然全てを網羅できないため、ガイドライン発出後に保健所などの担当者が動きやすいように通知やQ&Aでの補完、マニュアル作成などの準備も併せてお願いしたいと思います。

次に、14ページに記載されております「広告不可な事項の例」について申し述べたいと思います。同一建物住所で柔整やあはき施術所を開設した方が資格を有さない行為、整体とかカイロプラクティックなどを兼業している場合、14ページの②で「広告不可な事項の例」のアに「整体、カイロ等といった、あはき・柔整以外の業務の種類」と明記されておりますので、兼業している場合は整体、カイロ等に係る広告は不可というふうに認識しておりますけれども、この点について齟齬がないか、後ほど事務局の方から御回答いただければと思います。

兼業でなく、柔整、あはきを開設しないで資格を有しない整体、カイロ等の行為を行う場合とは取扱いが異なるということを分かりやすく周知する必要があると考えておりますので、今後通知やQ&A等で具体例を入れて周知していただきたいと思います。

次に、先ほど構成員の方から御質問がありましたけれども、31ページにございます「告発」のところについてでございます。この①から③に該当する場合というのは悪質性が高いというふうに考えておまして、告発することは行政、公務員の方の義務であると思っておりますので、「告発を行うことを考慮すべき」とありますが、「司法警察員に対して書面により告発を行わなければならない」というふうに考えてございます。

表現として考えられるものとしましては、司法警察員に対して書面により「告発を行うことを基本とする」ですとか、「原則告発を行わなければならない」というような表現が考えられると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続いて、受領委任協定において「健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるよう誘引してはならない」と記載されてございます。また、受領委任の取扱いの中止要件には、本協定に定める事項を遵守しなかったときという規定がございまして、

これを踏まえますと、罰金刑や告発に至る前の①から③のいずれかに至った段階で違法広告をしているのは明らかだと思いますので、患者を誘引しているかどうかについて地方厚生局で確認する必要があるのではないかと思います。地方厚生局に通知を行うのは、先ほど罰金刑に至った施術者ということが事務局の回答からございましたけれども、そうで

はなくて上記イの①から③に至った施術者とすべきでないかと考えておりますので、併せて御検討のほうをお願いいたします。

続いて、今後の課題について、ガイドライン発出後の実効性の担保をどう図るかというところがございます。ガイドライン発出の意義は、広告の規制に関する基準を明確化するとともに、国民が不適切な広告に誘引されることを抑制するために行政や保険者が指導し、是正させる手順を明確化することにあるというふうに認識しております。

案の27ページから31ページに相談・指導から告発に至るまでの手順が記載されておりますが、ガイドライン発出後はこの手順の実効性をいかに担保するかというところが重要だと考えております。その実効性を担保するために、幾つかお願いしたい点を申し上げたいと思います。

まず、保健所の強化でございます。保健所の体制や権限の強化について、予算を立てて人員を増やすことや、県から市への権限委譲をもっと全国的に拡大していくことができないのかということを検討していただければと思います。

続いて、相談窓口の明確化でございます。27ページの2番、「苦情相談窓口の明確化」の記載について、現在実態として各都道府県、市区町村の担当部署や相談窓口は檜原市のような熱心なところを除きますと、ほとんど機能していないのが現状ではないかと考えてございます。ガイドライン発出後は再度、各都道府県に対して担当部署及び相談窓口を明確にさせていただいて、自治体ごとにウェブサイトや広報誌を通じて地域住民に周知するようにしていただきたいと思います。

併せて柔整、あはきにつきましても、医科の方でございますネットパトロールのスキームやインフラを有効に活用すべきであると考えております。

次に、指導・告発等の実績公表でございます。医科の方では指導・告発等の実績公表が行われておりますが、柔整、あはきでは行われていないということでございます。今後、年度ごとに指導やそれに伴う是正の実績、または告発にまで至った実績を年度ごとに公表していただきたいと思います。医科ではウェブサイト等の事例解説書も作成されておまして、年度ごとに更新されております。違反の事例を積み上げていくことは施術所にとっても有効であると思いますので、新規に作成を御検討いただきたいと思います。

次に、地方厚生局等への通知でございます。31ページのウに「受領委任の取扱いに係る地方厚生局等への通知」について、保険者としてはウに記載されております管轄の地方厚生局に通知を行った後に実効性を担保するために、地方厚生局がどのように動くのかが非常に重要であると認識しております。

施術所の多くは、保険者と都道府県及び地方厚生局と受領委任協定契約を締結しております。その中で、広告に関して違反があると認められる場合には、受領委任協定を中止できる条項がございます。これは行政の指導により抑制効果があると考えておまして、保険者としては、ガイドライン発出後はこの協定に基づいて悪質な広告が是正されない場合は受領委任取扱いの中止に結びつけていかなければならないと考えております。

ガイドラインでは、違反事例について都道府県及び地方厚生局に通知を行うことになっておりますが、通知を受けた都道府県、地方厚生局が契約の当事者である保険者に通知する流れも確立していただきたいと思っております。

本来であれば、その手順をガイドラインに明記してあるのが望ましいと思っておりますが、この案のとおりで発出するというのであれば、通知またはQ&Aでその手順を明確にさせていただきたいと思っております。

また、医政局医事課と保険局医療課におかれましては、今まで以上に連携を取っていただきたくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○福島座長 どうもありがとうございました。記載のこと等はまた検討させていただきたいと思っております。

時間の関係上、山口構成員から御発言をお願いします。

○山口構成員 すみません。次のスケジュールの関係で1つだけなのですが、15ページの「広告不可な名称の例」の中にカとして「姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正」というふうに書いていただいているのですが、これは名称に使われていることはほとんどないと思うんです。こういったものがでかでかと貼ってあるのが、名称ではなくて施術所の外から見えるガラス、あるいは壁のところにこういった対象にしているものというのが広告できないものが書かれていることが多いのですが、このガイドラインを見ているとそういったガラスとか壁のところに駄目だということがどこにも書かれていなくて、35ページにウェブサイトのところで骨盤矯正というのが出てくるのですけれども、そういった入り口のところに書くのも駄目なんだということが明確に分かるようなガイドラインにしないといけないのではないかと思いますので、その辺りは事務局にお聞きしたいことと、更年期障害などというのは書いてあるところもあります。

それで、このカのところ「姿勢改善、小顔矯正、骨盤矯正」の後に「たくみ」とあるのですけれども、これはたるみですか。「たくみ」というのは何なのか、調べたのですけれども、「たくみ」というのは多分たるみではないかと思うので、そこはもし間違いであれば訂正していただければと思います。

○福島座長 事務局、いかがですか。

○柳田医事専門官 今ご指摘の「たくみ」については、巧みな施術というイメージで、施術がうまいという点で優良な施術所と思わせる名称の例として記載しておりましたが、分かりにくかったのでそこは検討させていただきます。

○福島座長 あとは、ガラスがどうのこうのということも検討させていただくということで、続きまして木川構成員をお願いします。

○木川構成員 すみません。時間も過ぎてしまっているので手短かに2点、先ほど解決した話なので大変恐縮なのですが、施術所というのはやはりその前に業態をつけないと何の施術所か分からないのではないかと思います。美容医療などでも施術という場合もあります

し、鍼灸院がいいかどうかという話は結構議論して、院もいいでしょうとなったと思うんですけれども、そのときも治療院もそうですが、前に業態がついているからお医者さんがやることとは違うんだということが分かるよねという議論だったと思うので、そのロジックからすると業態名を頭につけたほうがいいんじゃないかというのが1点目です。

それから、先ほど保険適用できる、できないのときに捻挫、打撲の話が出たと思うんですけれども、そこをちょっと映していただきたいと思います。脱臼、骨折しか書いていないですよというところで、徳山構成員が質問なさったところかと思います。

医療保険療養費支給申請ができる。捻挫とか打撲とか挫傷と、さっきどこかの健保組合のホームページを見ていると、健康保険の適用となる外傷性が明らかな以下の症例に限られます。捻挫、打撲、肉離れであることと書いてあるのですけれども、それとこれとは違うのですか。

○林医事課長 骨折、脱臼、打撲、捻挫の施術を受けた場合に一定のルールを満たせば保険の対象になるということと、その中で骨折及び脱臼についてはあらかじめ医師の同意を得ることが必要であるということで、2つ別のルールでございます。

それで、今、申し上げた1つ目の骨折、脱臼以外の打撲、捻挫についても保険の対象となり得ることについてなど、医療保険療養費支給申請ができる旨の実際の意味をどこまで表示していいのかということについて徳山構成員から最初に御質問があったというふうに理解をしております。

○木川構成員 「医療保険療養費申請ができる旨」と書いてあって、何については療養費申請ができる旨ということは、それは当たり前だから書かない。だけれども、条件を満たす必要があるという条件だけをここに書いているということですか。

○林医事課長 今の18ページの記載は、最低でもそこについては書かなくてはならないということが書かれているわけではございますけれども、それ以外のことについて解説を加えることができないかという御意見だったと思いますので、それについては担当部局とも相談の上で一旦、預からせていただきたいと考えております。

○木川構成員 お願いいたします。

○福島座長 よろしいですか。施術所という名称ですけれども、一応今のところ業態名はつけなくても使用可能という形で広告規制のほうには載せるという形にしているのですが。

○木川構成員 それは、そういう結論になっていたのですか。

○福島座長 そういう結論というか、実際に治療院のところで非常に議論があって、施術所というのは通用しているというか、施術するということに関しては言ってしまうとそれ論点にはなっていない。この検討会で論点にはしていないということでございます。

○木川構成員 ですから、今まで議論していなかったのを、改めて考えると業態をつけたほうがいいのではないかというのが私の今、申し上げた意見です。

○福島座長 どうでしょうか。

では、石川構成員お願いします。

○石川構成員 全日本鍼灸マッサージ師会の石川です。

今日も大分、押していますし、これも本当に議論が皆さん尽きないと思うのですが、今一番考えなければいけないのは国民のことで、この議論を詰めている間にけがをしている方、半身不随になる方はたくさん出てきます。

ですので、私はまず新たな議論を出すのではなくて、今までやった議論の中で一旦まとめて、まとめ切れないものはQ&A等で補足する。そういうふうにしていかないと、何も進まないと思っております。ですので、過去に出ていない議論等はもし必要であれば後でQ&A等で話をすればいいのではないかと考えております。

以上です。

○福島座長 ありがとうございます。

医事課長、お願いします。

○林医事課長 ありがとうございます。

時間も押しておりますので一旦、預からせていただきたいと思います。これまでの議論では、施術所というのは禁止はされていないということ、そして医療機関と間違えるという心配はないということがこれまで議論されたことだと思いますけれども、単に施術所という名前の施術所があまりない中で、それをどこまでここに記載するかということも含めて一旦預からせていただいて、また次回御提案するようにさせていただきたいと思います。

○福島座長 すみません。15時10分になってしまいました。鈴木構成員、何でしょうか。

○鈴木構成員 時間がないところ申し訳ございません。

先ほど私は1点、事務局に御質問をしております。御回答いただければと思うのですが、お願いできますでしょうか。14ページの記載のところの兼業の取扱いについて、事務局の御見解をお尋ねしておりますので御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

○福島座長 お願いします。

○柳田医事専門官 事務局でございます。

先ほどと御質問いただいた件につきましては、施術所として届け出ている部分について整体という表示が不可能というのはここに書いてあるとおりでございますので、特段鈴木構成員がおっしゃっていただいた認識と齟齬はないかと考えております。

○鈴木構成員 承知しました。ありがとうございます。

○福島座長 ありがとうございます。

石川構成員、お願いします。

○石川構成員 すみませんが、最後に1点だけお願いします。

17ページになりますが、「広告不可な事項の例」で「治療」というところがあります。「治療日、治療時間」ですが、これを今から広告可能にしてくださいということは一切言いませんし、以前にこれは書けなくても仕方ないと思っておりましたので、そう言っています。

ただ、問題はガイドラインに載せるのと載せないのは違ってしまっていて、ここに「上記以外は広告不可であるが、特に留意すべき表現」と書いてありますが、あえてここに載せなくてもいいのではないかと思っております。

理由としては、私たちが治療院は駄目で名称プラス治療院にした理由というのが「疾病の治療（助産を含む）をなす場所」であるから紛らわしい名称をつけてはいけないということですので、「治療日、治療時間」というのは広告できないといった前提で構わないのでここから削除していただければと思っております。

以上です。

○福島座長 すみませんが、今日議論し尽くせないと思います。今日はここまでという形で、甘えてしまってすみません。いろいろな御意見をいただいて、最後の石川構成員の御意見もいただいて、それを踏まえた上でガイドラインの再検討をしたいと思っております。それをまた見ていただいて、そろそろ決めなければいけないので、そういう形でもう一度ガイドラインを再検討というか、見直しさせていただいて御提示したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、大変時間が過ぎてすみませんでした。熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。次回は再度ガイドライン案を提示させていただくということになりますので、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○大石医事課長補佐 次回の開催日程につきましては、日程調整の上で改めて御連絡させていただきたいと思っております。

○福島座長 ありがとうございます。

それでは、今日の御議論ありがとうございました。本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。